

市区町村別集計項目(推進体制等)

群馬県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
						13	14	3				35					
10	201	前橋市	共生社会推進課	1	2	1	1	まえばし男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		まえばしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1		
10	202	高崎市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	高崎市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		高崎市第5次男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
10	203	桐生市	地域づくり課	1	2	1	1				0	桐生市男女共同参画計画(令和3年度~令和7年度版)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
10	204	伊勢崎市	人権課	1	2	1	1				0	第3次伊勢崎市男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
10	205	太田市	市民そうだん課	1	2	1	1				1	第4次太田市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
10	206	沼田市	市民協働課	1	2	1	1				0	沼田市第4次男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
10	207	館林市	市民協働課	1	2	1	1	館林市男女共同参画推進条例	2005年3月24日	2005年4月1日		第6次館林市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
10	208	渋川市	DX・行政管理課	1	2	1	1				1	第2次渋川市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2025年3月	1	1		
10	209	藤岡市	地域づくり課	1	2	0	1				0	藤岡市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
10	210	富岡市	市民課	1	2	1	1				0	第3次富岡市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
10	211	安中市	市民課	1	2	1	1				0	第3次安中市男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
10	212	みどり市	地域創生課	1	2	1	1				0	第3次みどり市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
10	344	榛東村	住民生活課	1	2	1	0				0	第2次榛東村男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
10	345	吉岡町	協働安全室	1	2	0	1				2	吉岡町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
10	366	上野村	総務課	1	2	0	0				0				0	0	0
10	367	神流町	総務課	1	2	0	0				0	(第3次神流町総合計画)	2023年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	0		
10	382	下仁田町	福祉課	1	2	0	0				0	(下仁田町第5次総合計画)	2017年4月 ~ 2027年3月	0	0		
10	383	南牧村	総務課	1	2	0	0				0	(第5次南牧村総合計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0		
10	384	甘楽町	教育課	2	2	0	0				0	(甘楽町第6次総合計画)	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	0		
10	421	中之条町	企画政策課	1	2	0	0				0				0	0	0
10	424	長野原町	教育課	2	2	0	0				0				0	0	0
10	425	嬭恋村	未来創造課	1	2	0	0				0	(第6次嬭恋村総合計画)	2020年4月1日 ~ 2029年3月31日	0	0		
10	426	草津町	総務課	1	2	0	0				0	(草津町行政指針)	2018年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	0		
10	428	高山村	総務課	1	2	0	0				0	(第5次高山村総合計画)	2015年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	0		
10	429	東吾妻町	企画課	1	2	0	0				0	(東吾妻町第2次総合計画)	2018年4月 ~ 2028年3月	0	0		
10	443	片品村	保健福祉課	1	2	0	0				0	(第4次片品村総合計画 後期基本計画(第2期むら・まち・しごと創生総合戦略))	2021年4月 ~ 2026年3月	0	0		
10	444	川場村	総務課	1	2	0	0				0				0	0	0
10	448	昭和村	教育委員会事務局	2	2	0	0				0	(昭和村第5次総合計画)	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	0		
10	449	みなかみ町	町民福祉課	1	2	0	0				0	(第2次みなかみ町総合計画後期基本計画)	2023年4月 ~ 2027年3月	0	0		
10	464	玉村町	企画課	1	2	0	0				0				0	0	0
10	521	板倉町	福祉課	1	2	0	0				0	(板倉町総合計画)	2020年4月 ~ 2027年4月	0	0		
10	522	明和町	介護福祉課	1	2	0	0				0	(第6次明和町総合計画)	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	0		
10	523	千代田町	住民福祉課	1	2	0	0				0	(千代田町第6次総合計画)	2021年4月1日 ~ 2029年3月31日	0	0		
10	524	大泉町	多文化協働課	1	2	1	1				0	第4次大泉町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
10	525	邑楽町	住民保険課	1	2	0	0				0	(邑楽町第6次総合計画 後期基本計画)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	0		

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
2 2023年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			2								0	2	2	0	0	2	0	0
10	201	前橋市	前橋市男女共同参画センター		371-8601	群馬県前橋市大手町二丁目12番1号	027-898-6517	027-221-6200	https://www.city.maebashi.gunma.jp/		○	○			○			
10	202	高崎市	高崎市男女共同参画センター		370-3531	高崎市足門町1669-2 市民活動センターソシアス内	027-329-7118	027-372-3121	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010600684/		○	○			○			
10	203	桐生市																
10	204	伊勢崎市																
10	205	太田市																
10	206	沼田市																
10	207	館林市																
10	208	渋川市																
10	209	藤岡市																
10	210	富岡市																
10	211	安中市																
10	212	みどり市																
10	344	榛東村																
10	345	吉岡町																
10	366	上野村																
10	367	神流町																
10	382	下仁田町																
10	383	南牧村																
10	384	甘楽町																
10	421	中之条町																
10	424	長野原町																
10	425	嬭恋村																
10	426	草津町																
10	428	高山村																
10	429	東吾妻町																
10	443	片品村																
10	444	川場村																
10	448	昭和村																
10	449	みなかみ町																
10	464	玉村町																
10	521	板倉町																
10	522	明和町																
10	523	千代田町																
10	524	大泉町																
10	525	邑楽町																

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

群馬県

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	2	1	2	0	2	0	2	
10	201	前橋市	前橋市男女共同参画センター	2014年4月1日	4	3	2,225	○	○	○		○		○		○	
10	202	高崎市	高崎市男女共同参画センター	2012年4月1日	2	1	9,877	○	○	○	○	○		○		○	
10	203	桐生市			0	0	0										
10	204	伊勢崎市			0	0	0										
10	205	太田市			0	0	0										
10	206	沼田市			0	0	0										
10	207	館林市			0	0	0										
10	208	渋川市			0	0	0										
10	209	藤岡市			0	0	0										
10	210	富岡市			0	0	0										
10	211	安中市			0	0	0										
10	212	みどり市			0	0	0										
10	344	榛東村			0	0	0										
10	345	吉岡町			0	0	0										
10	366	上野村			0	0	0										
10	367	神流町			0	0	0										
10	382	下仁田町			0	0	0										
10	383	南牧村			0	0	0										
10	384	甘楽町			0	0	0										
10	421	中之条町			0	0	0										
10	424	長野原町			0	0	0										
10	425	嬬恋村			0	0	0										
10	426	草津町			0	0	0										
10	428	高山村			0	0	0										
10	429	東吾妻町			0	0	0										
10	443	片品村			0	0	0										
10	444	川場村			0	0	0										
10	448	昭和村			0	0	0										
10	449	みなかみ町			0	0	0										
10	464	玉村町			0	0	0										
10	521	板倉町			0	0	0										
10	522	明和町			0	0	0										
10	523	千代田町			0	0	0										
10	524	大泉町			0	0	0										
10	525	邑楽町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		副町村长数	うち		副町村长数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)		女性副町村长数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			1			12	0	0.0	14	0	0.0	23	1	4.3	17	0	0.0	2,427	27	1.1
10	201	前橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							284	2	0.7
10	202	高崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							528	7	1.3
10	203	桐生市				1	0	0.0	1	0	0.0							124	1	0.8
10	204	伊勢崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							170	4	2.4
10	205	太田市				1	0	0.0	1	0	0.0							199	3	1.5
10	206	沼田市				1	0	0.0	1	0	0.0							81	0	0.0
10	207	館林市	2004年4月1日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							66	0	0.0
10	208	渋川市				1	0	0.0	0	0								105	0	0.0
10	209	藤岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							79	0	0.0
10	210	富岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	3	3.9
10	211	安中市				1	0	0.0	1	0	0.0							101	1	1.0
10	212	みどり市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	0	0.0
10	344	榛東村										1	1	100.0	1	0	0.0	21	0	0.0
10	345	吉岡町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
10	366	上野村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
10	367	神流町										1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
10	382	下仁田町										1	0	0.0	0	0		31	0	0.0
10	383	南牧村										1	0	0.0	0	0		55	4	7.3
10	384	甘楽町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
10	421	中之条町										1	0	0.0	1	0	0.0	87	0	0.0
10	424	長野原町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
10	425	嬭恋村										1	0	0.0	0	0		11	0	0.0
10	426	草津町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
10	428	高山村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
10	429	東吾妻町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
10	443	片品村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
10	444	川場村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
10	448	昭和村										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
10	449	みなかみ町										1	0	0.0	0	0		59	0	0.0
10	464	玉村町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
10	521	板倉町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
10	522	明和町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
10	523	千代田町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9
10	524	大泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
10	525	邑楽町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		
			目標値 (%)	目標年度	審議会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女性委員 数	女性比率 (%)	審議会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女性委員 数	女性比率 (%)	委員会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女性委員 数	女性比率 (%)	総委員数	うち 女性委員 数	女性比率 (%)	総委員数	うち 女性委員 数	女性比率 (%)				
													13	10	228	69	30.3	6	1	20	1	5.0							
		前橋市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		高崎市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		桐生市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		伊勢崎市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		太田市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		沼田市											2	2	35	11	31.4	0	0	0	0	0.0							
		館林市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		渋川市											2	2	37	15	40.5	1	0	3	0	0.0							
		藤岡市											2	1	40	11	27.5	1	1	3	1	33.3							
		富岡市											1	1	5	1	20.0	0	0	0	0	0.0							
		安中市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		みどり市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		榛東村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		吉岡町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		上野村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		神流町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		下仁田町											1	1	25	7	28.0	0	0	0	0	0.0							
		南牧村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		甘楽町											1	1	25	7	28.0	0	0	0	0	0.0							
		中之条町											3	1	33	9	27.3	0	0	0	0	0.0							
		長野原町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		嬬恋村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		草津町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		高山村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		東吾妻町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		片品村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		川場村											0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0							
		昭和村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		みなかみ町											1	1	28	8	28.6	2	0	8	0	0.0							
		玉村町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		板倉町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		明和町											0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0							
		千代田町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		大泉町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		邑楽町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			15	1の合計	34	1	28		1			29	30	29	29	30	21
			6	2の合計	0	20	7		34			1	1	3	3	4	3
			2	3の合計	0	8			0			0	1	1	1	0	1
			12	4の合計	1	6						5	3	2	2	1	8
10	201	前橋市	1	前橋市議員の旧姓の使用に関する要綱第2条 職員は、第4条第1項の規定による届出を行うことにより、文書等で法令等の規定に反する恐れのない専ら組織内部で使用しているもの又は軽易な文書等で職務遂行上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。	前橋市議会	1	3	1	前橋市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2
10	202	高崎市	1	高崎市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第3条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	高崎市議会	1	2	1	高崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
10	203	桐生市	1	桐生市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	桐生市議会	1	3	1	桐生市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
10	204	伊勢崎市	1	伊勢崎市職員旧姓使用取扱要綱 第5条 任命権者の承認を受けた職員は、法令等の規定に違反することなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのない文書等において、旧姓を使用することができる。	伊勢崎市議会	1	2	1	伊勢崎市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。 第86条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	2		1	1	1	1	1	1
10	205	太田市	1	太田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	太田市議会	1	3	1	太田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		1	1	1	1	1	1
10	206	沼田市	1	沼田市職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、法令、条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	沼田市議会	1	2	1	沼田市議会会議規則 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
10	207	館林市	4		館林市議会	1	2	1	館林市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2		4	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
10	208	洪川市	1	洪川市職員旧姓使用取扱要綱 第4条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することが、法律、条例等(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行又は事務処理上誤解又は混乱の生じるおそれのないものでなければならない。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及び例は別表第2に掲げるとおりとする。	洪川市議会	1	2	1	洪川市議会会議規則 (欠席の届出)	2			1	1	1	1	1	2
10	209	藤岡市	4		群馬県藤岡市議会	1	1	1	藤岡市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
10	210	富岡市	1	富岡市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第4条 職員は、法令、条例、規則等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	富岡市議会	1	2	1	富岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2			1	1	2	2	1	1
10	211	安中市	1	安中市職員旧姓使用取扱要綱 第4条 職員は、法令、条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	安中市議会	1	2	1	安中市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
10	212	みどり市	1	みどり市職員旧姓使用取扱規程第1条第1項 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条及び第5条第2項において「婚姻等」という。)により氏を改めた後も引き続き当該婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 以下、省略	みどり市議会	1	2	1	みどり市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
10	344	榛東村	1	榛東村職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は旧姓を文章等に使用するときは、村長の承認を受けなければならない。	榛東村議会	1	2	1	榛東村議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、育児、配偶者の出産補助、弔事、災害その他やむを得ない理由により会議を欠席するときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 事項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
10	345	吉岡町	1	吉岡町職員旧姓使用取扱要綱 ○吉岡町職員旧姓使用取扱要綱 平成22年3月3日 訓令第12号 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻又は養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に定める会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により任用された臨時任用職員を除く。以下「職員」という。)に適用する。 (承認) 第3条 職員は、旧姓を文書等に使用するときは、町長の承認を受けなければならない。	吉岡町議会	1	2	1	吉岡町議会会議規則・吉岡町議会の運営に関する基準 ○吉岡町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ○吉岡町議会の運営に関する基準 第10 出産に伴う産前・産後の欠席については、産前6週間(多胎妊娠14週間)産後8週間までとする。 2 育児、介護、看護など特別な事情についての欠席は、適当な期間を議長又は副議長と協議し、届け出るものとする。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
10	345	吉岡町	(旧姓を使用することができる文書等の範囲) 第4条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することが、法律及び条例等(以下「法令」という。)の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱の生ずるおそれのないものでなければならない。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及び例は別表第2に掲げるとおりとする。 (旧姓使用の申出) 第5条 職員は、第3条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経て、総務課長町長に提出しなければならない。 2 前項の承認を受ける回数は、1事由につき1回とする。 (承認の手続き及び通知) 第6条 町長は、前条の規定により旧姓使用承認申請書が提出された場合において、当該旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じさせないものであると認めるときは、当該職員による旧姓の使用について、速やかに承認するものとする。2 総務課長は、前項の規定により町長が旧姓の使用を承認したときは、その旨を旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て、当該承認を受けて旧姓を使用する職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 (中止の届出) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、総務課長町長に提出しなければならない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切に運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に町民及び職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (他団体等に派遣した職員の取扱い) 第9条 他の地方公共団体及び公益的法人等(以下「他団体等」という。)に派遣した職員の当該他団体等における旧姓の使用については、当該他団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に必要な事項は、町長が別に定める。	議 会 名																	
10	366	上野村	2	上野村議会	4	4	2							2	2	2	2	2	3		
10	367	神流町	4	神流町議会	1	2	1	神流町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								2					
10	382	下仁田町	4	下仁田町議会	1	4	1	下仁田町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							2						
10	383	南牧村	2	南牧村議会	1	3	2							2							
10	384	甘栗町	4	甘栗町議会	1	3	2							2							

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	中之条町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 第2項 議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
10	421	中之条町	2	中之条町議会	1	2	1	中之条町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 第2項 議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
10	424	長野原町	4	長野原町議会	1	4	2	婦恋村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
10	425	婦恋村	4	婦恋村議会	1	2	1	草津町議会会議規則 第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
10	426	草津町	2	草津町議会	1	3	1	高山村議会会議規則(平成19年高山村議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
10	429	東吾妻町	4	東吾妻町議会	1	4	2	片品村職員旧姓使用取扱要綱(旧姓を使用することができる文書等の範囲)第4条第1項 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することが法律及び条例等(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を生ずるおそれのないものでなければならない。	2		4	1	1	1	1	1
10	443	片品村	1	片品村議会	1	4	2	川場村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (申請) 第2条 旧姓を使用しようとする職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を所屬長を経て村長に提出するものとする。 2 前項の申請は、婚姻等による戸籍上の氏の変更となった日(新たに職員となった者が旧姓を使用する場合にあっては、職員となった日)から起算して30日以内に申請しなければならない。 (承認) 第3条 村長は、前条の規定により申請書が提出された場合において、当該旧姓の使用が職務の遂行に支障を生じさせないものであると認めるときは、速やかに承認し、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所屬長を経て、当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第4条 旧姓を使用することのできる文書等は、旧姓を使用することが、法律、条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのない文書等において旧姓を使用することができる。	2		4	4	4	4	2	4
10	444	川場村	1	川場村議会	1	2	1	川場村議会会議規則 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
10	448	昭和村	4	群馬県昭和村議会	1	2	1	昭和村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
10	449	みなかみ町	2	みなかみ町議会	1	2	1	みなかみ町議会会議規則 第1章 総則 (欠席の届出)第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
10	464	玉村町	3	玉村町議会	1	2	1	玉村町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
10	521	板倉町	4	板倉町議会	1	3	1	板倉町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
10	522	明和町	4	明和町議会	1	2	1	明和町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
10	523	千代田町	3	千代田町議会	1	4	2	大泉町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	3	3	3	2	2
10	524	大泉町	1	大泉町議会	1	2	1	大泉町議会会議規則 第1条 この要綱は、大泉町に勤務する職員(会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
10	525	邑楽町	2	邑楽町議会	1	3	1	邑楽町議会会議規則第2条第2項 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行わない予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行わない予定である。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
		0	1	0			1	0	0			9					
		0	4	5	0	0	6	4	3			24					
		0	0	30			28	3	32			2					
		35	30									28					
10	201	前橋市	4	1	3			3				4	1	前橋市地域防災計画 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。			
10	202	高崎市	4	4	3			3				4	1	高崎市地域防災計画 第2 避難所の開設・運営 9 男女のニーズの違いへの配慮 市民部は、指定避難所の運営においては、次により、男女のニーズの違いや女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努める。 (1) 指定避難所運営担当職員や保健師等に女性を配置する。 (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。 (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。 (4) フライパンを確保するために間仕切り等を設置する。 (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。 (6) 安全を確保するために男女ベアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。 (7) 女性用と男性用のトイレを可能な限り、離れた場所に設置する。 (8) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。 (9) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。 (10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。			
10	203	桐生市	4	4	3			1	3			4	1	桐生市地域防災計画 ・"7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備 市及び県は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署、危機管理担当部署、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。 ・平常時及び災害時における市男女共同参画担当部署の役割は概ね次のとおりとする。 ・平常時から情報収集や関係機関への情報提供を行うとともに、普及啓発に努める。 ・発災時には、県男女共同参画担当部署からの情報提供を受けながら、男女共同参画の視点による災害対応の促進に努める。 ・避難所が開設された場合には、避難生活における男女共同参画に関する相談窓口の周知に努める。 ・"8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 (1) 市は、被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。 (2) 男女共同参画担当部署は、男女共同参画の視点から避難者に応じた必要物資や対応等について庁内及び避難所等における連絡調整に努めるものとする。"			

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
10	204	伊勢崎市	4	4	3			3	4			1	地域防災計画 3 風水害・雪害 災害応急対策編 第3章 活動体制の確立 第3節 災害対策本部の組織 5 災害対策本部内の事務分掌 市民対策部人権班(人権課長) 1 男女共同参画に関すること 5 震災 災害応急対策編 第2章 活動体制の確立 第3節 災害対策本部の組織 5 災害対策本部内の事務分掌 市民対策部人権班(人権課長) 1 男女共同参画に関すること。	
10	205	太田市	4	2	3			2	2			2		
10	206	沼田市	4	2	3			3	4			2		
10	207	館林市	4	4	3			3	2			1	館林市地域防災計画 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 安全安心課・市民協働課 市は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。	
10	208	渋川市	4	4	2			2	4			2		
10	209	藤岡市	4	4	3			3	4			2		
10	210	富岡市	4	4	3			3	4			2		
10	211	安中市	4	4	3			3	4			1	地域防災計画 第1編 第1節 計画の目的 防災をめぐる社会構造の変化と対応 (5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する取組・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。 第2編 第14節 防災知識の普及計画 8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。 第3章 災害復旧・復興 第1節 復旧・復興の基本方向の決定 2 市民の参加 被災地の復旧・復興は、市が主体となつて市民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。 併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。	

都 市	道 区	府 町	県 村 町	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
				問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
				1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定がある(倫理防規正を議員向け研修に含む)を議員向け研修に含む 2. その他	3 その他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
10	212	みどり市		4	4	3				3		3	4		2	棟東村地区防災計画
10	344	棟東村		4	4	3				3		3	1	棟東村議会議員の旧姓の使用に関する規定 第1条 この規定は、棟東村議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	1	9 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立。村(総務課)は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。
10	345	吉岡町		4	4	3				3		3	4		2	
10	366	上野村		4	4	2				2	3	3	4		2	
10	367	神流町		4	4	3				3		3	4		2	
10	382	下仁田町		4	4	3				3		3	4		2	
10	383	南牧村		4	4	2				2	2	2	4		2	
10	384	甘楽町		4	4	3				3		3	4		2	
10	421	中之条町		4	4	3				3		2	3		2	
10	424	長野原町		4	4	3				3		3	4		2	
10	425	嬬恋村		4	4	3				3		3	4		2	
10	426	碓氷町		4	4	2				2	3	3	4		3	
10	428	高山村		4	4	3				3		3	4		3	
10	429	東吾妻町		4	2	3				3		3	1	東吾妻町議会議員通称名等使用取扱規程 第2条 議員は議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き通称名等を使用することができる。	2	
10	443	片貝村		4	4	3				3		3	4		2	
10	444	川場村		4	4	3				3		3	4		2	
10	448	昭和村		4	4	2				2	2	2	4		2	
10	449	みなかみ町		4	4	3				3		3	3	みなかみ町地域防災計画 第2部 災害予防対策計画 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第9節 防災中核機能の確保 7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備 町は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。 第4部 災害復旧・復興計画 第2章 災害復旧・復興の基本方針 3 町民の参加 被災地の復旧・復興に当たっては、町が主体となって町民の意向を尊重しつつ、国・県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。	1	
10	464	玉村町		4	4	3				3		3	4		2	
10	521	板倉町		4	4	3				3		3	4		2	
10	522	明和町		4	2	3				3		3	4	明和町地域防災計画 第2章 災害応急対策 第7節 避難の受入活動 8 男女のニーズの違い等の配慮 町(学校教育部、生涯学習部、介護福祉部)は、指定避難所の運営管理においては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮する。 ア 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。 イ 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。 ウ 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。 エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。 オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。 カ 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。 キ 女性用トイレと男性用トイレを離れた位置に設置する。 ク トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用出来る位置に設置するとともに、照明を設置する。 ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを設置する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。 コ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。		3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
10	523	千代田町	4	4	3				3		3	4		2	
10	524	大泉町	4	4	3				3		3	1	大泉町議会議員の通称名の使用について(内規) 第2条 議員は、議長の承認を得て、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1)履歴に関する届出書類 (2)身分証明書 (3)辞職願 (4)報酬、旅費、費用弁償及び政務調査費の支給に関する書類 (5)源泉徴収に関する書類 (6)叙位及び叙勲に関する書類 (7)在職証明書等の証明書 (8)その他通称名の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがある事項	2	
10	525	邑楽町	4	4	3				3		3	4		2	